

令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験 あきたAターン秋選考について

1 目的

教育に対する熱意と専門的な知識・技能を備え、かつ、本県の魅力や豊かな風土に共感して移住・定住を希望し、他県での教職経験を活かしつつ将来にわたり秋田の教育を担っていきたいという意欲ある優秀な人材を確保することを目的とする。

2 試験日程

受付期間 令和8年10月1日（木）～10月23日（金）

選考試験実施日 令和8年11月21日（土）～11月22日（日）

合格発表日 令和8年12月11日（金）

3 会場

カレッジプラザ

〒010-0001 秋田市中通2丁目1-51 明德館ビル2階

4 主な内容

（1）受験資格

（ア）秋田県外に在住し、秋田県への移住・定住を希望する者。

（イ）学校教育法第9条（欠格事由）、地方公務員法第16条（欠格条項）及び令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者。

（ウ）昭和42年4月2日以降に生まれた者。

（エ）試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く）を有する者。

（オ）令和8年10月1日時点で、秋田県外において教諭等の身分を有し、継続して（ただし、各休暇・休業の期間は除く）3年以上の教諭等の経験を有する者。
または、過去に秋田県外で教諭等の身分を有し、継続して（ただし、各休暇・休業の期間は除く）3年以上勤務し、令和6年3月31日以降に退職した者。

※他県等で採用された校種・教科（科目）での受験を原則とする。ただし、小中学校の校種を変えての出願は可とする。この場合は義務教育課に連絡すること。

※特別支援学校教諭を志願する者で、他県等で特別支援学校教諭の採用がなかった者については、特別支援学校教諭普通免許状を有し、特別支援学校又は特別支援学級で3年以上の指導経験があれば、出願可とする。この場合は特別支援教育課に連絡すること。

（カ）令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験（7月～8月実施）を受験していない者。

（2）募集校種・教科

校種及び教科（科目）を指定して募集する。

（3）選考試験の内容

論文及び面接

（4）名簿登載期間延長制度

選考合格者のうち、希望する者は1年間名簿登載期間を延長することができる。
ただし、昭和43年4月2日以降に生まれた者に限る。

※ 募集要項は、令和8年10月1日公表予定です。

令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験 あきたAターン秋選考

Q & A

Q 1 : 受験するための条件として、教員としての勤務経験はどのくらい必要ですか？

A : 秋田県外で教諭等として、継続して3年以上の勤務経験が必要です。

Q 2 : 現在は教員を退職していますが、受験可能ですか？

A : はい、過去に秋田県外で継続して3年以上（各休暇・休業期間を除く）教諭として勤務し、令和6年3月31日以降に退職した方であれば対象となります。

Q 3 : 現在小学校で勤務していますが、秋選考では中学校の試験区分で受験できますか？

A : 他県等で採用された校種・教科（科目）での受験を原則としていますが、小中学校の校種を変えての出願は可能です。この場合は、事前に義務教育課に連絡をお願いします。

Q 4 : 令和9年度秋田県教員採用試験（7～8月実施）を受験しましたが、不合格でした。この秋選考を再受験できますか？

A : いいえ、令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験（7～8月実施）を受験していないことが条件となりますので、受験できません。出願資格の有無についての具体例は次のとおりです。

受験できる例

- ① 7～8月実施の採用試験の第一次選考を辞退した。
- ② 7～8月実施の採用試験の第一次選考免除者が、第二次選考を辞退した。

受験できない例

- ① 7～8月実施の採用試験の第一次選考で合格したが、第二次選考を辞退した。

Q 5 : 秋田県へ移住するか未定ですが、とりあえず受験することはできますか？

A : 合格した場合に、秋田県への移住・定住を希望する方が対象となります。

Q 6 : 募集要項（詳細な案内）はいつ公表されますか？

A : 令和 8 年10月 1 日に公表予定です。

Q 7 : 募集は、令和 9 年度秋田県教員採用試験（7 ～ 8 月実施）と同じ校種・教科（科目）で行われますか？

A : いいえ、校種及び教科（科目）を指定し募集します。令和 8 年10月 1 日に公表予定です。

Q 8 : 合格後、採用候補者名簿への登載期間を延長することはできますか？

A : はい、希望者は 1 年間名簿登載期間を延長することが可能です。ただし、昭和43年 4 月 2 日以降に生まれた方に限られます。